

三木市空家等対策協議会の委員を公募します

三木市では、空家等対策計画の実施及び変更に関する事項等を公平な観点から審議していただくための委員を下記により募集します。

- ◆募集人数 2名
- ◆委員の任期 令和8年6月1日から令和10年5月31日(2年)
- ◆会議開催回数 年3回以内程度
- ◆応募資格
次の全ての要件を満たしている者を対象とする。
 - (1) 18歳以上で市内に在住、在勤、在学している者
 - (2) 空き家問題に関心を持っている者
 - (3) 市が設置する他の審議会などの委員でない者
 - (4) 市議会議員や市職員でない者
- ◆応募方法 生活安全課・吉川支所地域振興課・各市立公民館備え付けの応募用紙に住所、氏名などの必要事項及び応募の理由や空き家問題についての考えを記入し、生活安全課まで持参または郵送(当日消印有効) F A X若しくはEメールで提出してください。
- ◆応募期限 5月1日(金)から5月15日(金)まで
[平日の午前8時30分から午後5時まで]
※ F A X及びEメールは終日受付
- ◆選考方法 選考委員会において応募書類により選考し、結果は応募者本人に通知します。
- ◆注意事項
 - (1) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
 - (2) 受理した書類は返却いたしません。
- ◆その他 委員報酬有

お申し込み・お問合せ先

三木市市民生活部生活安全課空き家対策係
〒673-0492 三木市上の丸町10-30
電話 82-2000 (内線2381)
F A X : 0794-82-9792
Eメール : seikatsuanzen@city.miki.lg.jp